

生徒定期健康診断業務処理要領（案）

受注者は、北海道札幌琴似工業高等学校生徒定期健康診断業務の処理に当たっては、契約書に定めるところによるほか、この要領に定めるところに従い適切に処理するものとする。

1 実施方法

北海道札幌琴似工業高等学校に人員、健診車、機材等を派遣・配置して実施すること。

2 実施期日及び実施件数等

(1) 次の期日及び件数（予定）で実施すること。

区分	実施日（予定）	実施場所	実施件数（予定）
結核健診	全日制 令和7年4月15日 9:00から15:30まで	北海道札幌琴似工業高等学校	各360件
心電図検査	定時制 令和7年4月14日 17:45から19:00まで		
尿検査	全日制 令和7年4月25日 定時制 令和7年4月22日 (回収日)	北海道札幌琴似工業高等学校	997件

(2) 上記検査の実施日、実施時間及び実施手順の詳細については、契約後に学校長と受注者で協議の上決定する。

(3) 上記期日に受診できなかった生徒については、別途、実施日時及び実施場所を学校長と協議の上実施すること。

未受診者の検査回数については全日制、定時制ともに結核健診を1回、心電図検査を1回、尿検査を2回設定すること。

(4) 未受診者の検査も含めた全ての検査について、令和7年6月30日までに検査及び健診結果提出まで完了させること。

(5) 二次検査を要する場合は、受注者に協議して実施すること。

なお、二次検査に要する費用は発注者と受注者が協議して決定する。

(6) 実施件数（予定）は、生徒の入学状況や転出入の状況により変更することがある。

3 健診の実施

(1) 健診を実施するための必要な衝立、カーテン、採尿用具等の物品を用意し、会場を設営・撤収すること。

(2) 結核健診及び心電図検査については、男女別の受診であることを念頭に、実施時間に応じた人員健診車、機材等を配置し、受診者の誘導を行うこと。

(3) 健診実施に伴って生じた廃棄物（検尿カップ、脱脂綿等）は、受注者が回収するものとし、関係法令に基づいて適正に処分すること。

(4) 健診業務員には、実施機関名、職種名及び氏名を明記した名札を着用させること。

4 健診結果報告書

(1) 契約書第3条に定める健診結果を記載した報告書は、健診を行った都度学校長に提出するものとする。（様式は任意）

(2) 最終の健診実施後、実施実人員等を記載した生徒定期健康診断実施報告書（様式1）を令和7年6月30日までに学校長に提出すること。

5 その他

(1) 秘密の保持については、契約書第21条各項によるほか、生徒個人情報の漏えい防止に特段の注意を払うこと。

(2) この要領に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ、処理するものとする。